

令和４年度から使用する広島市立中学校及び中等教育学校（前期課程）用教科用図書 （社会（歴史的分野））採択の基本方針

1 採択の基本

教育基本法や学校教育法の改正で明確に示された教育の理念や目標及び学習指導要領に示された各教科の目標や内容、本市が定めた教育課程編成基準等に則り、生徒に最も適切な教科用図書を採択する。

その際、次の観点に基づいて、県教育委員会が作成する「選定資料」を活用して十分な調査研究を行う。

- ① 基礎・基本の定着
- ② 主体的に学習に取り組む工夫
- ③ 内容の構成・配列・分量
- ④ 内容の表現・表記
- ⑤ 言語活動の充実

2 適正かつ公正な採択の確保

採択権者の権限と責任において、適正かつ公正な採択を行う。

特定の教科書発行者と関係を有する者が教科書採択に関与することがないようにする。

3 開かれた採択の推進

採択に係る情報を公開するなど、開かれた採択を推進する。